2023年2月22日の判例ゼミ発表の所感

2017年(平成29年)11月から判例ゼミで取り上げてきた、音楽教室事業者と JASRACとの間の音楽教室事件も、ようやく最高裁令和4年10月24日判決をもって終結を迎えました。

「演奏の主体」の考え方について、諸先生方による貴重な御指導を仰ぐことができ、ゼミ生の皆様から、多様な観点から忌憚のない御意見をおうかがいすることができました。おかげさまで、「演奏の主体」に関する理解をとても深めることができたと思っております。

当面は、「演奏の主体」を判断するに際して、上記の最高裁判決が示した判断基準が、 どのように具体的事案に適用されるのか、注視していきたいと思います。(粟田)

一般庶民の楽しみである音楽教室での演奏に著作権料を課す、という事案から「音楽への親しみの機会を委縮させる」「いや、でも音楽教室は利益を上げているではないか」という価値判断、感情論になりがちな論点ですが、諸先生方のご指導により理論的な側面での理解が深まったように思います。個人的には「公衆」の論点はもっと検討されてしかるべきであったのではないか、それにより複雑な主体論に依らず同じ結論を導きだせたのではないかと思いました。(重村)